

平成 2 9 年度

定期 監 査 報 告 書

(市立小中学校を除く)

糸 島 市 監 査 委 員

目 次

1	平成29年度定期監査報告書（共通事項）	1
2	定期監査報告書（1）	3
	総務部 総務課	3
	財政課	4
	管財契約課	4
	危機管理課	6
3	定期監査報告書（2）	7
	人権福祉部 福祉保護課	7
	福祉支援課	8
	子ども課	9
	人権・男女共同参画推進課	9
4	定期監査報告書（3）	11
	建設都市部 都市計画課	11
	建設課	12
	施設管理課	12
5	定期監査報告書（4）	16
	会計課	16
6	定期監査報告書（5）	17
	監査事務局	17

平成 29 年度 定期監査報告書(共通事項)

第1 監査の概要

(1) 監査の方法

今回の定期監査に当たっては、対象課からあらかじめ次に掲げる調書及び書類のうち、該当するものについて提出を求め、各課が担当する事務事業が、当初の目的に沿って適正に運営されているかどうか重点をおき、所管課長等から説明を受けるとともに、必要に応じ意見聴取を行った。

なお、本年度は5部局13課を対象に実施した。

(2) 提出調書及び書類

業務分担表

契約（委託料）の執行状況

契約（使用料及び賃借料）の執行状況

契約（工事請負費）の執行状況

備品の購入状況

減免に関する状況

前回定期監査における指摘事項の対応状況

平成29年度歳入・歳出予算執行状況

申請書、決定書及び契約書

指定管理者との基本協定書、年度協定書及び平成28年度指定管理者評価シート

0出張命令簿

私有車両公用使用届出書等

公印使用簿

要綱、内規

郵便切手等受払簿

その他監査委員が指示する書類

[総務部] ・ 電力契約に係る事績一式（管財契約課）

[人権福祉部] ・ 土地賃貸借契約書（平成28年度）（人権・男女共同参画推進課）

[建設都市部] ・ 糸島市営住宅長寿命化計画（26年3月）（施設管理課）

・ 5月8日指定管理に係る協議資料（施設管理課）

・ 保存樹に関する書類（施設管理課）

第2 監査実施期間及び監査の対象

平成 29 年 10 月 4 日から 11 月 15 日まで

- ・ 総務部
- ・ 会計課
- ・ 監査事務局
- ・ 人権福祉部
- ・ 建設都市部

第3 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。

平成 29 年度 定期監査報告書 (1)

第 1 監査の対象

総務部 (総務課 財政課 管財契約課 危機管理課)

第 2 監査の範囲

平成 29 年度 (8 月末現在) における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第 3 監査実施日

総務課	平成 29 年 10 月 4 日
財政課	平成 29 年 10 月 6 日
管財契約課	平成 29 年 10 月 11 日
危機管理課	平成 29 年 10 月 13 日

第 4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

特記事項なし

2 各課に関する事項

(1) 総務課

公印の使用について

福岡県自治振興組合に対する「研修補助金交付申請書」に、保管者が総務部長で、用途が「総務部事務用」の糸島市長印を使用していた。

補助金の交付申請については、その申請先が国及び県以外の団体であっても、保管者が総務課長で、用途が「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印を使用することが適正である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

また、公印の使用について、各市長印の使用基準を明確にし、全庁統一的に適正な事務処理となるよう周知していただきたい。

業務委託契約の手続きについて

労働者の派遣業務委託について、契約期間が平成 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの契約と、平成 29 年 5 月 17 日から平成 30 年 3 月 31 日までの契約があり、平成 29 年 5 月 17 日から同年 5 月 31 日までの 15 日間について、契約が重複していた。

それぞれの業務委託内容は、契約期間を除き同一のものであり、重複する期間は、いずれも効力を有する契約であり適正ではない。

契約締結に係る手続きについて、適正な事務処理を行っていただきたい。

随意契約の締結理由について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠とする随意契約の締結に係る決定書に、競争入札に適しないとする理由の記載がなかった。

同施行令の当該規定では「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されており、当該契約の性質又は目的が競争入札に適しない理由を明確にする必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

契約書の規定内容について

(ア) 規定内容の誤記について

契約書の規定中、委託料の支払い対象期間の定めに関する規定に誤記があった。
適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 暴力団等排除に関する規定について

契約書の規定中、暴力団等排除に関する条項を定めていないものがあつた。
糸島市契約事務規則第 21 条第 2 項第 8 号に定められた、契約書に記載しなければならないとする事項であるため、契約書に明確に表記する必要がある。
適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 財政課

特記事項なし。

(3) 管財契約課

物品等購買制度について

平成 26 年 4 月 1 日施行の「糸島市物品等購買制度実施要綱」について、同要綱の規定中、「契約価格」と定めている事項については、実務上は「予定価格」である旨の説明を聴取した。

「契約価格」は、契約締結時又は物品等の発注時に確定される価格であり、同要綱

の購買制度適用判断基準の価格は、「予定価格」が適正であると思われる。
適正な判断基準となるよう検討いただきたい。

土地の賃貸借契約書について

(ア) 契約保証金に関する規定について

市を賃借人とする土地の賃貸借契約書において、契約保証金に関する条項を定めていないもの及び契約保証金を免除する場合の根拠規定を明示していないものがあった。

契約保証金については、地方自治法施行令第 167 条の 16 で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、また契約保証金の免除については、糸島市契約事務規則第 24 条で「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定しているところ、実務上は「土地の賃貸借契約締結の決定書には、『契約保証金を免除する根拠』と『契約書に条項として明記しない旨』を記載し、契約締結することが適切である。」との説明を聴取した。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 支払遅延利息及び暴力団等排除に関する規定について

土地の賃貸借契約書において、支払遅延利息に関する条項を定めていないもの及び暴力団等排除に関する条項を定めていないものがあった。

いずれの規定も、糸島市契約事務規則第 21 条第 2 項各号に定められた、契約書に記載しなければならないとする事項である。土地の賃貸借契約も例外ではなく、契約書において、明確に表記する必要があると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

協定書の規定内容について

糸島市まちづくり支援自動販売機設置に関する協定書を締結されていたが、協定期間の条項中に、自動更新に関する定めがあった。

契約期間満了後に自動更新する契約については、平成 24 年 9 月の管財契約課長通知により、現行契約の自動更新条項の削除又は現行契約を破棄し、新規に契約を締結することとなっており、協定書もこれに準じる必要があると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

(4) 危機管理課

随意契約の締結理由について

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約の締結に係る決定書に、競争入札に適しないとする理由の記載がなかった。

同施行令の当該規定では「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されており、当該契約の性質又は目的が競争入札に適しない理由を明確にする必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

工事関係書類の適正管理等について

防犯灯LED改修工事に係る関係書類の整理状況について、契約締結日と契約締結に係る決定書の完結日が相違するもの、契約相手業者からの着手届が未提出のもの、提出された書類に日付が記載されていないもの、提出された書類の課内決裁が未完了のもの等があり、工事に関する書類全般の整理及び管理が適正ではなかった。

市が保有する公文書の管理については、適正に取り扱っていただきたい。

平成 29 年度 定期監査報告書 (2)

第1 監査の対象

人権福祉部 (福祉保護課 福祉支援課 子ども課 人権・男女共同参画推進課)

第2 監査の範囲

平成 29 年度 (8 月末現在) における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

福祉保護課	平成 29 年 10 月 20 日
福祉支援課	平成 29 年 10 月 25 日
子ども課	平成 29 年 11 月 1 日
人権・男女共同参画推進課	平成 29 年 10 月 27 日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

特記事項なし

2 各課に関する事項

(1) 福祉保護課

雑入の調定事務について

「生活保護費返還金等 (過年度分)」について、会計年度繰越の調定処理が、4 月 3 日以降に行われていた。

過年度分の未収金については、毎会計年度の末日において確定するものであることから、翌会計年度の初日である 4 月 1 日付けで、繰越の調定処理を行うべきである。適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 福祉支援課

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る助成金の額の算定について、糸島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施規程第6条の規定に基づく様式第3号「支給券」に、「加算額」を反映した基準額の表示が行われていなかった。

当該助成金の額については、正確性が求められることから、基準額の表示が行われることが望ましい。

算定根拠が明確となるよう検討いただきたい。

契約事務について

市が保有する委託契約書（請負契約）に、収入印紙が貼付されていないものがあった。

印紙税法に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。

契約書の規定内容について

(ア) 委託業務及び委託料の規定について

委託する業務の内容及び委託料の規定において、それぞれの説明が整然と示されていない契約書が散見された。

契約の相手方とは十分な協議のうえで、契約締結しているとのことであったが、これらの規定は、契約の根幹をなす重要な条項であるため、明確に表示する必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 契約に関する書類について

様式を明示するために、契約書に編綴された別紙に記載が行われている契約書があった。

当該契約書の別紙は、契約締結後に契約の相手方が報告する場合に用いる様式で、契約書とは別に徴取する書類であるとの説明であり、契約締結時に契約書別紙への記載が行われたことで、契約内容に齟齬が生じていた。

契約の相手方への十分な周知を実施し、適正な事務処理を行っていただきたい。

雑入の調定事務について

「自立支援給付費不正受給額返還金等」について、会計年度繰越の調定処理が、監査基準日である平成29年8月31日の時点で行われていなかった。

過年度分の未収金については、毎会計年度の末日において確定するものであることから、翌会計年度の初日である4月1日付けで、繰越の調定処理を行うべきである。適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 子ども課

子育て短期支援事業について

委託契約書の費用の請求の規定において、糸島市子育て短期支援事業実施要綱第 17 条（費用の請求等）に定めがない事項があった。

同要綱は子育て短期支援事業を実施する根拠であり、委託契約の締結に際しても、同要綱に準ずる必要があると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

契約事務について

市が保有する委託契約書（請負契約）に、収入印紙が貼付されていないものがあった。

印紙税法に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。

保育料の免除の事務について

保育料免除申請に係る保護者宛て通知文書において、免除対象の年齢要件に関する記載内容に、糸島市保育料徴収規則と異なる表示があった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

雑入の調定事務について

「児童扶養手当返還金（過年度分）」の調定処理について、平成 28 年度歳出金戻入に係るものを含み、5 月 15 日付けで調定処理されていた。

平成 28 年度歳出金について、出納整理期間中に誤払金等が判明した場合においては、戻入により処理すべきであり、当該戻入金が出納閉鎖期日までに納入されなかったときに、過年度分の未収金として 6 月 1 日付けで調定処理を行うべきである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(4) 人権・男女共同参画推進課

土地の賃貸借契約書について

(ア) 契約保証金に関する規定について

市を賃借人とする土地の賃貸借契約書において、契約保証金に関する条項を定めていないもの及び契約保証金を免除する場合の根拠規定を明示していないものがあった。

契約保証金については、地方自治法施行令第 167 条の 16 で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、また契約保証金の免除については、糸島市契約事務規則第 24 条で「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することが

できる。」と規定しているところ、管財契約課の見解は「土地の賃貸借契約締結の決定書には、『契約保証金を免除する根拠』と『契約書に条項として明記しない旨』を記載し、契約締結することが適切である。」というものであった。

契約保証金に関する規定については、管財契約課の見解に則り、適正な事務処理を行っていただきたい。

(1) 賃貸借契約における地権者の同意について

平成 29 年度の土地の賃貸借契約書において、共有地権者の同意を確認する書面として平成 28 年度の当該土地の賃貸借契約書に添付していた同意書が使用されていた。

共有地権者の同意の確認は行っており、また、期間の定めのない同意書であるので民事上は有効であるとの見解を聴取したが、当該同意書は、平成 28 年 4 月 1 日に締結した契約書の一部を構成し、当該契約書と不可分一体であると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

使用料の減免事務について

糸島市人権センターの使用料の減免について、糸島市人権センター条例施行規則第 8 条別表第 2 の区分 5 及び 6 では、「市長が特に必要と認めるとき」と規定しているが、同表第 2 の区分 5 を根拠とする減免の可否決定は、課長の専決で行われていた。また、同表区分 6 を根拠とする減免については、「使用料の減免区分に関する適用基準」により運用を図られているところであるが、当該「適用基準」は、部長による決定が行われていた。

当該減免の可否決定及び適用基準の決定については、市長決定を受ける事務手続が必要であると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

住宅新築資金等貸付事業特別会計における諸収入の調定事務について

「国貸付金元金」及び「国貸付金利子」の平成 28 年度決算における現年度収入未済額に係る調定処理が、監査基準日である平成 29 年 8 月 31 日の時点で行われていなかった。

前年度決算における現年度収入未済額については、出納閉鎖期日までに納入されなかったときに、過年度分の未収金として 6 月 1 日付けで調定処理を行うべきである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

平成 29 年度 定期監査報告書 (3)

第1 監査の対象

建設都市部 (都市計画課 建設課 施設管理課)

第2 監査の範囲

平成 29 年度 (8 月末現在) における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

都市計画課	平成 29 年 11 月 8 日
建設課	平成 29 年 11 月 10 日
施設管理課	平成 29 年 11 月 15 日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

1 契約書の規定内容について

九州旅客鉄道(株)を相手方とする契約書等の規定について、契約保証金に関する条項を定めていないもの、契約保証金を免除する場合の免除の根拠規定を明示していないもの、暴力団等排除に関する条項を定めていないもの及び支払遅延利息に関する条項を定めていないものがあった。

九州旅客鉄道(株)との契約については、相手方の様式を用いる必要があり、規定内容についての変更が困難であるとのことであったが、いずれの規定も契約書において、明確に表記する必要があると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

2 各課に関する事項

(1) 都市計画課

特記事項なし

(2) 建設課

契約書の規定内容について

(ア) 契約保証金に関する規定について

委託契約書において、契約保証金を免除する場合の根拠規定を明示していないものがあった。

契約保証金の免除については、糸島市契約事務規則第 24 条で「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定しており、該当する号を明確にする必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 随意契約の締結理由について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠とする随意契約の締結に係る決定書に、競争入札に適しないとする理由の記載がなかった。

同施行令の当該規定では「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されており、当該契約の性質又は目的が競争入札に適しない理由を明確にする必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

道路占用料の減免事務について

糸島市道路占用に関する条例施行規則第 4 条の規定に基づく道路占用料の減免の可否及び減免割合等の基準を定めた運用内規の決定が、課長の専決で行われていた。

減免の可否決定については課長専決事項との説明を聴取したが、同施行規則第 4 条の規定は、糸島市道路占用に関する条例第 2 条第 2 項各号及び同施行規則第 3 条別表に定めのない占用物件等について、例外的に適用されるものであり、糸島市職務執行基本規則第 11 条別表に定められる共通専決事項である「一般的及び軽易な減免の決定」には該当しないと思料する。

同施行規則第 4 条を根拠とする道路占用料の減免の可否及び基準等を定めた運用内規の決定については、市長決定を受ける事務手続が必要であると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

(3) 施設管理課

保存樹に関する事務について

樹木の保存に関する事務処理において、樹木台帳の整備などに一部不適切な運用がみられた。

糸島市保存樹に関する規程は、市の美観風致を維持するため、同規程第 2 条第 1 項

各号に該当する樹木を保存樹として指定し、その保存及び手続に関し必要な事項を定めており、同規程に基づく事務処理が必要であると思われる。

当該事務事業の行政効果を明確にするとともに、適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

公園等の指定管理に関する協定書について

(ア) 長期継続契約に関する規定について

指定管理に関する基本協定書及び基本協定変更協定書において、「長期継続契約である旨の明示規定」及び「条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）規定」が定められていなかった。

当該指定管理に関する基本協定書等は、協定書の形式ではあるが、その協定期間が翌年度以降にわたるものであり、かつ、管理業務全権を委任する委任契約ではなく、その一部を請け負わせる請負契約であることから、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であるとの見解を示されている。

長期継続契約については、管財契約課が例示契約書の規定を示しており、当該例示契約書の規定を確認され、適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 契約保証金に関する規定について

指定管理に関する基本協定変更協定書において、契約保証金に関する条項が定められておらず、契約保証金を免除する場合の根拠規定も明示されていなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 16 では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されている。また、契約保証金の免除については、糸島市契約事務規則第 24 条で「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定しており、該当する号を明確にする必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

土地の賃貸借契約書について

(ア) 契約保証金に関する規定について

市を賃借人とする土地の賃貸借契約書において、契約保証金に関する条項を定めていないもの及び契約保証金を免除する場合の根拠規定を明示していないものがあった。

契約保証金については、地方自治法施行令第 167 条の 16 で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、また契約保証金の免除については、糸島市契約事務規則第 24 条で「次の各号の

いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定しているところ、管財契約課の見解は「土地の賃貸借契約締結の決定書には、『契約保証金を免除する根拠』と『契約書に条項として明記しない旨』を記載し、契約締結することが適切である。」というものであった。

契約保証金に関する規定については、管財契約課の見解に則り、適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 支払遅延利息及び暴力団等排除に関する規定について

土地の賃貸借契約書において、支払遅延利息に関する条項を定めていないもの及び暴力団等排除に関する条項を定めていないものがあった。

いずれの規定も、糸島市契約事務規則第 21 条第 2 項各号に定められた契約書に記載しなければならない事項である。土地の賃貸借契約も例外ではなく、契約書において、明確に表記する必要があると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

(ウ) 変更契約書の規定について

平成 29 年 4 月 1 日に締結された土地賃貸借契約変更契約書において、借受人の名義変更に関する条項が定められていなかった。

合併前の二丈町が締結した契約であり、地方自治法施行令第 5 条で「普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。」と規定されているところではあるが、変更契約の締結に伴っては、借受人の名義変更に関する条項を定める必要があったと思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

委託契約に係る再委託の承認について

業務委託契約において、業務の主たる部分の再委託が承認されていた。当該契約書において再委託の制限を規定しているところではあるが、再委託により経済的合理性や効率性を損なうことのないよう検討が必要であると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

使用料の減免事務について

駅前広場の使用料の減免について、糸島市行政財産の使用に関する条例第 7 条第 4 号及び同施行規則第 4 条の表中「公益上市長が必要と認めるとき」の規定を根拠とする減免の可否決定が、課長の専決で行われていた。

同条例及び同規則の「公益上市長が必要と認めるとき」を根拠とする場合の駅前広場の使用料の減免の可否及び基準等については、「内規（決定書）」により運用を図ら

れているところではあるが、当該「内規」については市長決定を受ける事務手続が必要であると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

平成 29 年度 定期監査報告書 (4)

第1 監査の対象

会計課

第2 監査の範囲

平成 29 年度 (8 月末現在) における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

平成 29 年 10 月 18 日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

出納員への事務委任手続について

糸島市会計事務規則第 3 条第 2 項の規定により出納員と命じられた各課の長に対して、同規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定のうち、物品の収納並びに保管に係る事務の委任手続が行われていなかった。

物品については、対象となる物品がないため、委任は行っていないとの見解を示されたが、消耗品を含む物品は、全ての部署等に存在しており、同委任の手続きは必要であると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

平成 29 年度 定期監査報告書 (5)

第1 監査の対象

監査事務局

第2 監査の範囲

平成 29 年度 (8 月末現在) における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、
予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

平成 29 年 10 月 18 日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処
理されていると認められた。